

令和3年度第3回山口県環境影響評価技術審査会議事録（要旨）

日 時：令和3年7月27日（火）14：00～15：00

場 所：Web会議（県庁4階 共用第3会議室）

出席者：委員9名、関係市町4名、事務局5名

議事「（仮称）阿武風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する意見答申案について、事務局が説明した後、以下のとおり質疑応答が行われ、意見答申案が承認された。

委 員	<p>2点確認をさせていただきたい。</p> <p>意見答申案の全体的事項（2）に「できる限り安全側で評価を行うこと」とあるが、明らかに意図がわかる表現に修正してはいかがか。</p> <p>もう1点、全体的事項（2）に「代償措置を優先的に検討することがないようにすること」とあるが、「代償措置を検討する」とは、どのようなことを想定されているのか。また、この表現だと、代償措置が認められるように読めるかどうか。</p>
事 務 局	<p>「できる限り安全側で評価を行うこと」は、意見答申案を検討する段階で、他により表現が見当たらなかったことから、委員の中により表現のお考えがあれば御意見をいただきたい。</p> <p>代償措置は、アセスの「基本的事項」に明記されており、認められている概念ではある。環境省が事例集なども示している。ただし、まずは、環境影響を回避・低減する措置を検討し、どうしても避けられない環境影響についてのみ代償措置を検討することになる。例えば、植物の代償措置であれば、移植することなどである。</p>
委 員	<p>何かいい表現があるか。</p>
委 員	<p>いい案はありません。</p>
委 員	<p>意見答申案は、市町長意見や審査会での意見について、容認できる程度の曖昧さでまとめている。「安全側」は、資料2の意見整理表の審査会検討事項等にある「基準値よりも安全側」という意見を省略したものであるが、事業者には、意見整理表にある意見も含めて伝えるということによいか。</p>
事 務 局	<p>知事意見には、市町長意見も添付する。</p>
委 員	<p>代償措置は、米国のアセスではあるが、日本では代償の基礎となる定量的な評価手法が法令に規定されておらず、本来の意味での代償措置は日本ではできないものと認識している。ただ、要素としての代償と考えれば、事例もあるようである。</p> <p>意見をされた委員は、事務局の説明で納得いただけたか。</p>

委員 支障ありません。

委員 先日、熱海市で大規模な土砂災害が発生したが、住民は心配になるだろうと思いつながりながら報道を見ていた。上流側の盛土による人災的な可能性も指摘されている。全体的事項(4)では「土地改変等に起因する災害の発生への懸念」について述べられているが、事業者がそれらの検討を行ったことが明らかにされるよう、その検討結果を準備書に記載するよう意見してはいかがか。例えば、個別的事項(4)エや全体的事項1(3)には、準備書に記載するよう意見をしている。

委員 私も同じ懸念を持っていたので、記述していいと思う。

事務局 本来、災害などへの対応は、電気事業法の範疇と考えており、アセス法の意見に記載することが適切なのか難しいところだが、住民等の懸念があることからここで述べている。  
ただ、準備書には、事業計画等が記載される「その他の事項」の項目として記載できないことはないと思うので、答申を検討する。

委員 事業者に真剣に考えてもらう必要があるので、事務局で検討をお願いします。

委員 個別的事項(1)の項目名が「大気環境」であるが、内容は騒音、超低周波音、振動のことであり、「騒音・振動」としてはどうか。

事務局 方法書の評価項目の区分の名称としており、騒音、超低周波音、振動は、大気環境の区分である。

議長 正式な名称なので、この項目名のままでいかがか。

委員 支障ありません。

委員 個別的事項(4)アは、未知のミヤマウメモドキ群落に対する配慮が既存の群落に対してより重要であるように読めてしまう。既存の群落は自然記念物に指定されており、移植することはできないので、影響が生じないよう事業を進めることがより重要である。このため、2段落目の最後の「入念な現地調査により・・・群落への影響を回避又は十分に低減すること」は、既存の群落に対する意見と結び付け、その上で、未知の群落にも配慮するよう求めてはどうか。

事務局 検討します。

委員 2点ある。  
まず、個別的事項(6)に「必要に応じて土壤汚染の有無を確認し」とある

が、阿武町長意見は「環境に影響を及ぼさないよう」となっている。影響を受ける環境は、土壌以外にもあると考えられるので、「必要に応じて土壌汚染など周辺への影響の有無を確認し」としてはどうか。

委員 ここはそのように修正しましょう。

事務局 承知した。

委員 もう1点は、個別的事項（3）に「土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避」とあるが、阿武町長意見は「災害リスクを回避」となっている。事務局で「災害リスク」を「土地の改変」と具体的に提言したものと理解するが、災害リスクは土地の改変だけではない。簡単な修正なら、「土砂の崩落又は流出の可能性のある箇所の改変を回避するとともに」でもいいと思うが、「土砂の崩落又は流出に関する重大な災害リスクを回避するとともに」などとすれば、町長意見がきちんと反映できるのではないか。

事務局 全体的事項（2）において、「重大な影響を回避又は十分に低減できない場合には、・・・事業計画の見直しを行うこと」としており、その上で、個別的事項の（3）において、より具体的に「土地の改変」と記載している。ニュアンスに違いがあることは承知しているが、町長意見を踏まえ、アセスの範疇として記載している。

委員 災害リスクについての記載が必要ではないか。

委員 事務局の説明も理解できるが、今の御意見も踏まえ、再度、事務局で検討してほしい。

委員 先程のミヤマウメモドキ群落に関する意見の修正について、2段落目の文頭を「さらに」や「これに加えて」とすれば、既存の群落に対しても未知の群落と同等の配慮を求めることになると思うが如何か。

委員 その記載でも良いが、特に強いこだわりはなく、事務局で適切な記載を検討してほしい。

委員 未知の群落に関する意見の最後に、見つかった場合は、既存の群落と同じ対応をするよう記載してはどうか。

委員 事務局は、今の御意見も踏まえて修正してほしい。

事務局 承知した。

委員 個別的事項（5）について、萩ジオパークのエリア内に風車が建設され、景

観が変わることで、今後のジオパークの認定等に支障が出るおそれはないのか。事業者に事前によく調べておくよう求めるため、例えば、「事業によりジオパークの認定に影響が出ることをないよう検討すること」といった意見を追加してはどうか。

事務局 天井山風力の際にジオパーク担当者に確認したところ、最終的には認定する組織に正式に照会しなければ判断できないものの、日本ジオパーク認定への影響はあまりないのではないかと、この意見であった。実際、千葉県の銚子のジオパークでは、風車を活用したジオパーク活動も行われているようである。ただ、天井山風力の場合は、世界ジオパークを目指しているため、念のため御指摘の内容を記述した。阿武風力は、日本ジオパークとしての活動であるため、記述していない。

議長 既に検討済みということで、修正なしでよいか。

委員 検討されているのであれば問題ない。

委員 全体的事項（４）について、阿武町長意見では「地元企業等に発注すること」や「観光資源としての活用の可能性なども視野」など、地元への貢献が求められているが、意見答申案のどこで読み取ればよいか。

事務局 当該意見は、環境の保全の見地からの意見ではないため、配慮書に対する知事意見と同様に「相互理解の促進に努めること」との表現にしている。知事意見には、町長意見も添付するので、内容は伝わると考えている。

議長 今の御説明でよいか。

委員 支障ありません。

(閉会)